

奈良県観光インフォメーションセンター運営業務委託仕様書

1 適用

本仕様書は、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する奈良県観光インフォメーションセンター運営業務について必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本県を訪れる外国人観光客数が大幅に増加する中、観光客の多様なニーズに応えるため、多言語（英語）による観光案内スタッフが外国人観光客向けに奈良県内の広域観光案内を行う。

3 委託期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

4 業務内容

奈良県観光インフォメーションセンターの運営

（1）業務実施場所

- ・名称 奈良県観光インフォメーションセンター
- ・所在地 奈良市春日野町16番地（夢風ひろば内）
- ・専有面積 33.3㎡
- ・開設日 平成27年4月1日

（2）業務日及び業務時間

- ・年中無休
- ・午前9時～午後6時（ただし、観光行事実施時は延長することがある。）

（3）観光案内スタッフ配置・労務管理

- ・観光に関する知識が豊富かつ多言語（英語）案内ができる者（通訳案内士または通訳案内士取得予定者）を常時1名配置すること。
- ・運営業務を円滑かつ効率的に実施するために必要な業務体制を確保すること。
- ・甲と協議・調整のうえ、甲が指示する事項を十分に把握し、業務に当たること。
- ・その他甲が指示する書類を作成し、提出すること。

（4）観光案内

- ・県内全域及びその他周辺地域の広域観光案内をすること。当案内所は、JNTO（日本政府観光局）が定める外国人観光案内所認定制度によるカテゴリ2に認定されており、要件に必要な観光案内等のサービスを提供すること。
- ・交通機関、宿泊施設、行事、イベント、開花情報、特産品、食、その他観光に関する案内、情報提供を多言語（英語）で行うこと。

（5）観光情報の収集・蓄積・発信

- ・随時、観光情報の収集・蓄積を行い、観光客が求める多様なニーズに対応した観光情報を提供すること。

（6）観光パンフレット等の設置

- ・県及び市町村、市町村観光協会等が作成した観光パンフレット等の配架、補充手配及び在庫管理を行うこと。

- ・掲出期限等に留意して設置管理をすること。
- (7) 奈良県外国人観光客交流館との連携
業務の実施に当たっては、奈良県外国人観光客交流館と情報共有を図り、十分に連携しながら行うこと。
- (8) 設置機器、備品等の管理
 - ・設置機器、備品等の管理をすること。
 - ・甲より貸与された備品等について、乙は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意すること。
 - ・文具など事務用消耗品費は乙において負担すること。
- (9) 案内状況に関する記録・報告
 - ・対応状況の日報及び月報を作成し、報告を行うとともに、集計結果を業務分析に活用できるよう管理すること。
- (10) 施設管理
 - ・始業時の開錠及び終業時の施錠のほか、甲が指示する事項を行うこと。
 - ・施設内の清掃を行うなど、快適に観光案内を行えるよう環境を整えること。
- (11) 運營業務の引き継ぎ
運營業務者が、平成28年度から変更となった場合において、新運營業務者（平成29年度からの運營業務者）は、旧運營業務者（平成28年度運營業務者）から事務を引き継ぐこととし、平成29年4月1日から円滑に事業ができるように努めること。
また、運營業務者が業務を終了する場合においては、センター運営に支障がないように、次の運營業務者に対し、適切に業務の引き継ぎをしなければならない。
- (12) その他必要な事項は、甲と乙で協議を行うこととする。

5 秘密の遵守

乙は、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

6 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様変更について

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

(3) その他

本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。